

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内の農地については、今後は、整備済みほ場区画の拡張、スマート農業に対応した基盤整備、土地改良施設の適切な維持管理の推進のほか、暗きょ排水やかんがい排水・道路網の整備等、線的な整備の促進を図る。

農業振興の方向については、米麦作の大型機械化体系の確立等による省力化を基本として、営農類型区分に基づく基幹作物の主産地形成と農業の近代化を図る。また、収益性の高い施設園芸等を主体とする経営類型を推進し、更なる産地化へむけた強化を図る。耕種を中心とする経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で連携・協力し、労働力の提供や農地の貸借等において役割分担を図りつつ、需要の変化に迅速に対応できる生産体制を整備し、地域全体としての農業発展を目指していく。

(ア) 真岡地区

中心市街地周辺に位置し、水田面積は約 500ha であり、ほ場整備はほぼ完了している。今後は、区画の拡張、大型機械を利用した土地利用型農業の確立と併せて、特産物のいちご等を中心とした施設園芸の生産団地を育成する。

(イ) 山前地区

五行川及び小貝川水系に属する平坦な水田地帯で、ほ場整備はほぼ完了している。北部地区とともに本市の水田農業の基幹となる地区であり、今後、区画の拡張等の促進を図る。また、畑については水田地帯に散在して不整形であるため、ほ場整備と農道の整備改良を促進し、施設園芸等の生産団地を育成する。

(ウ) 大内地区

主に、五行川、鬼怒川水系に属する東部・中部水田地帯と西部の台地畑地帯に分かれ、開田を除く旧田面積約 1,260ha のほとんどがほ場整備を完了している。水田地帯については本市の水田農業の基幹をなす地域であり、今後は区画の拡張等を促進し基幹地域としての発展に努める。また、本市の観光エリアである井頭地区においては、農産物直売施設の充実とともに観光農業の拠点整備を進める。

(エ) 中地区

鬼怒川水系に属し水田地帯のほとんどがほ場整備を完了しており、今後はほ場の大区画化など大型機械化体系に対応した整備を推進する。また、近代化施設の有効利用による稲作の省力化を図るとともに、いちご等を中心とした生産団地を育成する。畑については農道整備等耕作条件の改善を図りながら、なす等を中心とした産地銘柄を維持し、野菜産地として育成する。

(オ) 物部地区

平成2年度より県営ほ場整備事業及び県営担い手育成基盤整備事業により、1ha 区画

を標準とした整備が概ね完了となったため、水田の高度利用を推進している。また、小貝川の東部に属する八溝山系の山裾に開けた緩傾斜地帯は、3地区のうち2地区については土地基盤整備が完了しており、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地の高度利用を推進し、いちごを中心とした生産団地を育成する。

(カ) 久下田地地区

水田区域は、県営ほ場整備事業により 30a を標準とした整備は完了しているが、地域の中央を縦貫する真岡鐵道と国道 294 号線に隣接する台地については、農地は散在して不整形のため、農地と農道の整備改良を促進し、いちご等を中心とした生産団地を育成する。

(キ) 長沼地区

地区の西側に位置する水田区域は、県営ほ場整備事業により 30a を標準とした整備は完了しており、現在は受委託による経営規模拡大といちごを中心とした生産団地を育成している。また、鬼怒川西部地域は、平成 17 年度より県営経営体育成基盤整備事業に取り組み、大型機械を利用した土地利用型農業の確立と畜産の振興を図っている。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県・(競) 農業競争力強化農地整備事業	区画整理 53ha	堀内	53	1	令和 8 年度 ～令和 13 年度
県・(競) 農業競争力強化農地整備事業	区画整理 40ha	高間木・伊勢崎・八木岡	40	2	令和 8 年度 ～令和 13 年度
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	頭首工 1 式	鬼怒中央 2	3,008 300	3	平成 29 年度 ～令和 4 年度
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	用水路工 6.4km	市の堀用水	2,584 261	4	令和 5 年度 ～令和 11 年度
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	用水路工 8.0km	穴川用水	1,209 1,001	5	令和 9 年度 ～令和 13 年度
国営かんがい排水事業（一般型）	頭首工 1 カ所 揚水機場 3 カ所 用水路工 40.0km	鬼怒中央	3,008	6	昭和 53 年度 ～平成 7 年度

資料：真岡市農業農村整備事業管理計画

※受益面積二段表示 上段：地区全体、下段：真岡市内

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の森林面積は、約 1,424ha で市域の 8.5%を占めているが、民有林の大半は小面積であり林業としての木材生産は行われていない。しかし、森林が山地の災害防止や水源の涵養、農業生産や生活環境の保全形成など重要な機能を有していることから、今後、自然環境の保全や周辺農用地への影響等に配慮しながら、地域ごとに重視すべき機能に応じた整備方法を検討し、農業振興に効果的な土地利用を推進する。

4 他事業との関連

「真岡市総合計画 2020－2024」等の計画と連携し、他産業との土地利用の調整を図りながら、農業生産基盤等の整備を推進する。